

# 生活排水(し尿等)処理基本計画

## 1 現状

目黒区の下水道普及率は100%で、し尿を含む生活排水は、ほとんどが下水道で処理されており、残存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な住民サービスとして区が収集・運搬し、清掃一組が管理運営する施設で処分しています。

またディスポーザー汚泥や浄化槽からの汚泥は、一般廃棄物収集・運搬業者が収集・運搬し、同じく清掃一組が管理運営する施設で処分しています。

水洗便所によって公共下水道で処理しているものを除いた排出状況は次のとおりです。

表5 し尿及び浄化槽汚泥の排出現況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
くみ取り便所戸数(戸)	9	9	7
くみ取りし尿収集量(t)	51.82	24.41	17.50
浄化槽設置基数(基)※	125	125	125
浄化槽汚泥収集量(kl)	233.25	85.16	157.14

※浄化槽設置基数の125基は平成14年度の現況調査によるもので、その後調査は行っていません。

## 2 基本方針

家庭系のし尿及び生活雑排水に関しては、公共下水道にて処理し、事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、仮設便所のし尿等については、一般廃棄物処理業者による処理を行います。

- 事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、仮設便所のし尿等については、引き続き事業者の自己処理責任の徹底を図ります。
- 浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期検査については、その徹底に努めるよう指導を行います。

## 3 目標年次

平成28年度からの10年間を計画期間とし、平成37年度を目標年次とします。

## 4 計画目標

目標年次の生活排水について、家庭系のし尿及び生活雑排水は、全量公共下水道で処理することを目指します。

## 5 処理の区分と流れ

表6 し尿等の区分と処理の主体

区分		収集・運搬の主体		処分の主体	
家庭系	くみ取りし尿	目黒区	無料	清掃一組	無料
	浄化槽汚でい(※1)	一般廃棄物収集・運搬業者	有料		
事業系	し尿(仮設便所等)	一般廃棄物収集・運搬業者	有料	一般廃棄物処分業者	有料
	し尿混じりの ビルピット汚でい(※2)			一般廃棄物処分業者	
					清掃一組

※1 東京都下水道局に届出済みのディスポーザー廃水処理システムから発生する汚でいを含みます。

※2 専ら居住用の建築物から排出されたものとして清掃事務所長が認めたものは、清掃一組が無料で受け入れています。

図30 し尿等の処理の流れ

